

# 福島市 農政だより

編集・発行  
福島市五老内町3番1号  
福島市農政部農業企画課  
発行責任者  
農政部長 板垣 真也

## 果樹等の剪定枝の処分に困っていませんか？ ～炭化器で「炭」へ&まきが欲しい方と「マッチング」～

剪定枝を活用できる  
一石三鳥の取り組みです！

- ① CO<sub>2</sub>の削減
- ② 土壌改良による地力の向上
- ③ 農業残渣の有効活用

### ① 炭化器の購入補助

果樹の剪定枝等を有効活用する取り組みを支援するため、炭化器等の購入費用を補助します。  
これまでに、200名以上の方が購入し、炭づくりに取り組んでいます。

詳しくはこちら▶



- 補助率 購入費用の **3分の1** 以内 **上限6万円**



- 思ったより**短時間**で簡単に炭ができて驚いた！  
これなら負担は小さい。
- 火が広がりにくいので、女性でも**安心・安全**に作業することができる！

### ② 果樹剪定枝まきストーブ等マッチング事業

果樹等農家とまきが欲しい方を仲介しています。  
毎年80人以上の方が剪定枝を必要としています！ぜひご登録ください！

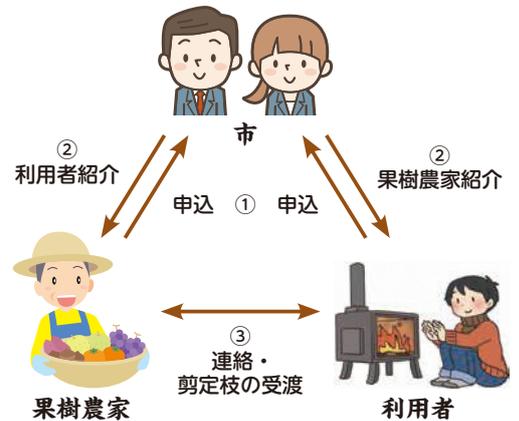
#### 【マッチングの流れ】

- ① まずは**利用登録**。市HPやJA等に備え付けのチラシからお申し込み。
- ② 条件が合致すれば、**剪定枝の受け渡し**へ。

#### 【利用登録申込締切】

令和7年12月12日(金)まで

詳しくはこちら▶



- ◎ 剪定枝は寄せておくだけでOK！  
切り揃える作業や運搬は利用者が行います。
- ◎ 太い枝や伐採木はマッチングで提供し、細い枝は炭化器で炭にして、土壌改良材としてほ場に施用するのをおすすめです

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

## 10月26日は 市場まつり



「安全・安心・新鮮」な旬の野菜、果物、水産物、花きなどを販売する秋の恒例行事「市場まつり」を今年も開催します。多彩なアトラクションや模擬せり、マグロの解体実演販売など楽しい企画満載でお待ちしております。ぜひご家族連れでお越しください。

日時 令和7年10月26日(日)  
午前9時～午後1時まで  
※雨天決行

場所 福島市北矢野目字樋越1  
公設地方卸売市場内



〈市場管理課〉 電話(553)1213

＼オフグリッドも対象／

# 農業用太陽光発電設備導入を支援します

農業者が、農業用や売電事業用に太陽光パネルを設置する費用の一部を補助します。

- **対象** 市内に住所を置く販売農業者または法人（農作物の生産と販売の実績があること）
- **補助額** 8万円／1kW（上限48万円）
- **要件** 電力系統につなぐ場合：申請年度内に、電力会社と受給開始したこと  
電力系統につながらない（オフグリッド）場合：申請年度内に設置、支払いを完了したこと
- **その他**

営農型太陽光発電システムも対象です。  
住宅用太陽光は市環境政策課（525-3742）の補助制度があります



詳しくはこちら▶

〈農業企画課 農政企画係〉 電話(525)3726

# アルバイトさんを頼って、農繁期を乗り切りましょう！



令和6年度は市内で約2,600人がマッチング！

1日単位で農業アルバイトの求人や応募ができる、1日バイトアプリ「デイワーク」をご存知ですか？

農業者も求職者も無料で利用できる求人アプリです。福島市役所職員もこちらのアプリを活用して、副業として農作業に従事する「カジュワークプラス職員制度」を実施しています。収穫作業中の補助作業など、人手が不足している際は是非ご活用ください。

※農家さんの登録には労災保険の加入が必須です。

▼ダウンロードはこちら▼



〈農業企画課 農政企画係〉 電話(525)3726

# 「ええ農～ハンドブック」令和7年度版を発行しました



福島市の農林業支援策をまとめた「ええ農～ハンドブック」の令和7年版を発行しました！

- ★農地や農業機械に関する支援事業はもちろん、農地や山林に関する手続きまで幅広く掲載！
  - ★目的ごとに支援事業・手続きを掲載！
  - ★詳細はホームページを参考いただくので、いつでも最新情報を確認可能！
- 新規就農者はもちろん、ベテラン農家さんも是非、ご活用ください。

※パソコン等が不慣れな方、印刷が困難な方等には、下記窓口にて印刷版も配布しております。お気軽にお立ち寄りください。



ダウンロードはこちら▶

〈農業企画課 農政企画係〉 電話(525)3726



# 市内事業者向けLED照明設備導入補助事業

物価高騰の影響を受ける中小企業者・農業者の経営支援と、温室効果ガス排出量を削減するため、LED照明設備の導入費用の一部を補助する特別支援を実施します。

一般照明用の蛍光灯の製造等は2027年までに廃止されます。駆け込み需要でお困りになる前に計画的な機器更新を進めましょう。

補助対象者	市内に本店または支店が所在する中小企業者（小規模事業者・個人事業主含む）、農業者等
主な補助要件	1 次の要件を満たすLED照明器具 (1) 一般照明用 既存機器を更新する場合であって、トップランナー基準を達成したLED照明器具であること。 (2) 特殊用途 農業者が使用する生育用の照明（蛍光灯）をLEDに更新する場合であって、既存の機器よりエネルギー消費量が減少するもの。 2 補助対象経費の総計が10万円（消費税及び地方消費税を除く）以上であること。 3 温室効果ガス排出量の削減効果を本市へ無償譲渡することに同意すること。
補助対象経費	対象機器購入費用のほか、更新に伴う機器撤去費用及び廃棄費用、その他一体不可分の据付工事費
補助率	補助対象経費の3分の1（上限20万円）

本補助事業の申請にあたっては、要綱及び要領をご確認の上、ご申請ください。



詳しくはこちら▶

〈環境政策課 ゼロカーボン推進係〉 電話(525)3742

# 農業施設改修等の補助金を交付します

老朽化した水門や水路などの修繕を検討されている方々へ、事業費の一部を補助します。

- (1) 対象者  
土地改良区、水利組合、または営農者3戸以上
- (2) 対象事業  
①農業施設改修（水路、水門、ため池、U字溝等）  
②浚渫（水路、水門、樹、水路橋、ため池等）  
③農業施設改修に必要な測量・調査等  
④農業施設の漏水調査・耐震調査・点検等
- (3) 事業費と補助率  
事業費は最大200万円、補助金額はその1/3（上限66.6万円）で、2/3は自己負担です。
- (4) 申請期間  
令和8年1月30日（工期 令和8年2月27日まで）

詳しくはこちら▶



修繕前



修繕後



〈農林整備課 管理係〉 電話(525)3728

## 出荷制限品目と出荷・加工 自粛品目にご注意ください

放射性物質の影響により、国から出荷制限指示を受けている品目と、県から出荷自粛・加工自粛を受けている品目があります。出荷・販売・譲渡（無償を含む）はできませんので、ご注意ください。

### 《あんぼ柿の加工に関する注意点》

#### ・あんぼ柿用の原料柿

福島県あんぼ柿産地振興協会が安全性を確認したほ場の原料柿のみ加工が可能。福島市・伊達市・桑折町・国見町以外の地域に原料柿を売買（移動）することはできません。

#### ・あんぼ柿の出荷等

協会が実施する製品検査により安全性が確認され、検査済みシールが貼付けされたトレーパックと個包装されたもののみ出荷・販売できます。

品目	内容	備考
山菜	くさそてつ(野生)、たけのこ、こしあぶら、ふきのとう(野生)、たらのめ(野生)、わらび(野生)	<b>出荷制限</b> 出荷・販売・譲渡(無償を含む)は一切できません。 ※支所等のモニタリングセンターで行った自主検査の結果が基準値以下であっても、出荷等は一切できません。
きのこ	きのこ(野生のもの全て)、原木しいたけ(露地栽培)	
山菜	ねまがりたけ(野生)	<b>出荷自粛</b> 出荷・販売・譲渡(無償を含む)は差し控えてください。 ※令和6年5月27日、30日採取分のモニタリング検査の結果が基準値以上であったため、令和6年6月4日付けで福島県より出荷自粛要請を受けています。
果物 (乾燥加工)	あんぼ柿、干し柿等 ※乾燥加工以外の加工については、加工自粛は要請されていません。(例) 渋抜き等	<b>加工自粛</b> 出荷・販売・譲渡(無償を含む)は原則できません。 ※ただし、あんぼ柿については、福島県あんぼ柿産地振興協会において安全性が確認されたものに限ります。出荷等ができます。詳細は、左記をご覧ください。

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

あんぼ柿………県北農林事務所農業振興普及部経営支援課 電話(521)2609

山菜・きのこ……県北農林事務所森林林業部林業課 電話(521)2632

## 令和7年産米の放射性物質検査の 検査方法が変わります

福島市内で収穫される令和7年産米の放射性物質検査は、市内3点抽出のモニタリング検査から、市内1点抽出のモニタリング検査へと変更になります。

県による検査の結果、玄米から基準値を超える放射性物質が検出されなかった場合、出荷等の自粛を市内一斉に解除します。必ず下記により、出荷等自粛解除の状況を確認してください。  
※検査結果が出るまでは、本年産米の出荷・販売・譲渡（無償を含む）は控えてください。

### ＜出荷等自粛解除の確認方法＞

県・市のホームページに掲載するほか、市公式LINEでお知らせします。市や集荷業者に直接問い合わせいただくこともできます。

県ホームページ



市ホームページ

〈農業振興課 生産振興係〉 電話(525)7720

## 農業者年金で安心、豊かな老後を!

### ポイント1 農業者なら誰でも入れる「終身年金」

・加入資格は3つだけ

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 65歳未満



(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)

- ・保険料の設定は自由(月々2万円～6万7千円)、加入・脱退も自由
- ・「終身」で受給でき、80歳前に死亡した場合は死亡一時金も

### ポイント2 保険料の国庫補助(認定農業者で青色申告者等の要件を満たす方)

### ポイント3 税制面で大きな優遇措置

- ・保険料は全額社会保険料控除
- ・運用益が非課税
- ・年金として受け取る際も控除の対象



詳しくはこちら

〈農業委員会事務局 庶務係〉 電話(525)3779



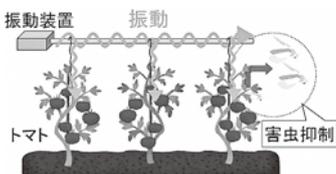
福島大学公式マスコットキャラクター めばえちゃん

## こんにちは、福島大学食農学類です 第18回『振動を用いて害虫防除と栽培管理を目指す』

食農学類農業生産学コースの高梨琢磨です。2025年4月に福島大学に着任したばかりで、専門は応用昆虫学です。前所属の森林総合研究所では農林害虫の基礎から応用までの研究を21年間行ってきました。昨今、環境保全型の農業が求められており、化学農業に頼らない害虫防除技術が注目されています。私は、昆虫が振動により様々な行動をおこすこと、及びシイタケ栽培において振動を刺激として与えることでのこ(子実体)を発生させるという知見から、害虫防除や農林産物の栽培管理のための振動に関する研究を進めています。主に、野菜害虫(トマトの害虫コナジラミ)、きのこ害虫(シイタケの害虫キノコバエ類)、果樹・樹木害虫(外来害虫クビアカツヤカミキリ)等を対象とした防除、さらにシイタケの子実体発生について振動による効果を検証します。これらの振動技術の開発と普及のために、福島県内外の生産者、公設試験研究機関等との連携、共同研究を積極的に進めて、教育活動と併せて地域課題の解決や安定的な農業生産を目指します。よろしくお願いたします。



高梨琢磨 准教授



トマトに伝わる振動によって、害虫の行動が抑制されて密度が低下する

農政4こま



その⑥ ツキノワグマ対策



LINEで、補助事業の情報を一早くキャッチ!

福島市公式LINEでは補助事業や農業災害情報等、営農に役立つ情報を配信しています。受信設定で「農業関係者」を選択すれば、農業関係の情報のみ配信されます。ぜひご登録ください。

登録はこちら▶



〈農業企画課 農政企画係〉  
電話(525)3726

有害鳥獣被害対策に関するお知らせ

ツキノワグマ対策三箇条

今年度は例年のないペースでクマの目撃が確認されています。クマの被害を防止するため、以下の対策を徹底しましょう。

寄せ付けない

①家庭ごみは収集日当日に出しましょう!



②クマの誘引物(ペットフードや未収穫物(柿など))を放置しない!

③農地への進入を防ぐため電気柵などを利用しましょう!

+0 ④クマの侵入経路となる、やぶ等を刈り払いましょ!



出会わない

①「獣マップ」を利用してクマの目撃場所・時間を確認しましょう!

②クマ鈴やラジオなどの音の出る物を使って、人の存在を知らせましょ!

③クマが活発になる早朝・夕方の時間帯の散歩は十分注意しましょ!

+0 ④クマの出没情報が多発する山には入らないようにしましょ!

⑤クマのものと思われる痕跡(足跡など)を見つけたら、速やかにその場を離れましょ!

刺激しない

①クマに遭遇した場合は刺激せず、目を離さず、後ずさりで行こう!



②クマを見かけた場合は刺激せず、市役所または警察に通報しましょ! (\* )

③クマと遭遇・見かけた場合は、大声を出さない! 走って逃げない!

目撃情報の詳細はこちら▶ (市ホームページ)



※通報方法

- (1) クマを興奮させないようにその場からゆっくり立ち去る。
- (2) **人の生活圏** でクマを目撃した場合は市農業企画課(024-525-3727)または警察へ連絡する。  
(目撃時間・場所・頭数・大きさ・進行方向等)

鳥獣の追い払い花火の効果的な使用方法

- ① 集団で追い払いをしましょ  
二ホンザルの追い払いは、発射後に距離を詰めて、集団で追い上げると効果的です。
- ② 動物がいない時に花火をあげるのは避けましょ  
動物は学習能力が高いです。常習的になっている音は、動物に“慣れ”を学習させてしまします。

〈農業企画課 農業被害対策係〉 電話(525)3727

※使用上の注意※

- ・火災に注意して強風時・乾燥しているときには使用しないでください。
- ・手に持つ場合は、必ず専用のホルダーを使用してください。(保管、管理状況によっては、正常に発射されない場合がありますので使用方法を必ずご確認ください。)
- ・使用後は周囲に火がついていないか確認してください。
- ・周辺状況に注意して使用し、早朝・夜間・住宅地での使用を控えてください。

～公設地方卸売市場からのお知らせ～

出荷者の皆さんへ

福島市公設地方卸売市場の9月から12月までの休場日は次のとおりです。日曜日は3部とも休場日ですので、ご注意ください。

〈市場管理課〉 電話(553)1213

部類	休場日
青果部	毎週水曜日、9月15日(月)、9月23日(火)、10月13日(月)、11月3日(月)、11月24日(月)、12月30日(火) ※ただし9月24日(火)、11月26日(火)、12月28日(日)は開場日
水産物部	毎週水曜日、9月15日(月)、9月23日(火)、10月13日(月)、11月3日(月)、11月24日(月) ※ただし9月24日(火)、10月15日(火)、11月5日(火)、11月26日(火)、12月28日(日)は開場日
花き部	毎週木曜日、9月16日(火)、9月23日(火)、12月30日(火)